

調査計画

1 調査の名称

特定作物統計調査

2 調査の目的

特定作物統計調査は、豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）、こんにゃくいも及び「い」（以下「調査対象作物」という。）の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量の算定、共済基準収穫量の算定、生産振興対策等の推進のための資料を整備することを目的として実施する。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

- ア 豆類作付面積調査：主産県の区域（全国作付（栽培）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。以下同じ。）（ただし、3年ごとに全国の区域）
- イ こんにゃくいも作付面積調査：群馬県（ただし、3年ごとに全国の区域）
- ウ 豆類収穫量調査：主産県の区域（ただし、6年ごとに全国の区域）
- エ こんにゃくいも収穫量調査：群馬県（ただし、6年ごとに全国の区域）
- オ い調査：主産県

(2) 属性的範囲

- ア 作付面積調査
 - 調査対象作物を取り扱った農業協同組合その他の関係団体（以下「関係団体」という。）
- イ 収穫量調査
 - (ア) 調査対象作物を取り扱った関係団体
 - (イ) 2015年農林業センサス（以下「センサス」という。）において調査対象作物を販売目的で作付けし、及び関係団体以外に出荷したと回答した農林業経営体

4 報告を求める個人又は法人その他団体

(1) 数

- ア 作付面積調査
 - 関係団体 合計約 180（全国調査年は約 260）
 - (ア) 豆類
 - a 小豆：約 110（全国調査年は約 140）
 - b いんげん：約 50（全国調査年は約 60）
 - c らっかせい：約 10（全国調査年は約 20）
 - (イ) こんにゃくいも：約 10（全国調査年は約 40）
 - (ウ) い：3
- イ 収穫量調査
 - (ア) 関係団体 合計約 210（全国調査年は約 280）

- a 豆類
 - ・小豆：約 120（全国調査年は約 140）
 - ・いんげん：約 70（全国調査年は約 80）
 - ・らっかせい：約 10（全国調査年は約 20）
- b こんにゃくいも：約 10（全国調査年は約 40）
- c い：3

(イ) 農林業経営体 合計約 910（母集団約 5,910）
（全国調査年は約 4,040（母集団約 37,700））

- a 豆類
 - ・小豆：約 110（母集団 約 2,140）（全国調査年は約 1,310（母集団約 11,500））
 - ・いんげん：約 140（母集団 約 930）（全国調査年は約 970（母集団約 11,800））
 - ・らっかせい：約 470（母集団 約 2,200）（全国調査年は約 1,400（母集団約 12,500））
- b こんにゃくいも：約 190（母集団 約 640）（全国調査年は約 360（母集団約 1,910））

注：いんげん及びらっかせいについては、センサスの設計上、当該作物単独の母集団情報を得ることができない。そのため、いんげん及びらっかせいの母集団数については、これらを含む「その他の豆類」の母集団数を基礎にしている。

なお、センサスにおいて、いんげん及びらっかせいを都道府県設定項目として調査している場合は、それを母集団数の基礎にしている。

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

関係団体については、調査対象（関係団体）一覧表を母集団情報として、全数調査により行う。

農林業経営体については、センサスにより得られた情報を母集団の基礎とし、無作為抽出により行う。標本となる農林業経営体の抽出方法については、別添1「特定作物統計調査の標本設計について」を参照。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は、別添、調査事項一覧を参照）

ア 関係団体

調査対象作物の作付面積、集荷量等

イ 農林業経営体

調査対象作物の作付面積、収穫量（出荷量、自家消費等の量）等

(2) 基準となる期日又は期間

ア 豆類調査

(ア) 作付面積調査

9月1日現在とする。

(イ) 収穫量調査

収穫期とする。

イ 豆類以外の調査

作付面積調査及び収穫量調査とも収穫期とする。

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
農林水産省－地方農政局等（注）－報告者
（注）地方農政局等とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）をいう。
 - (2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））
 - ア 作付面積調査
関係団体に対する往復郵送調査、オンライン調査（政府統計共同利用システム又は電子メール）（自計報告）
 - イ 収穫量調査
関係団体に対する往復郵送調査、オンライン調査（政府統計共同利用システム又は電子メール）及び農林業経営体に対する往復郵送調査（自計報告）
- 7 報告を求める期間
- (1) 調査の周期
1年
 - (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
 - ア 調査の実施時期は、豆類作付面積調査については8月下旬、それ以外の調査については収穫期とする。
 - イ 調査票の提出期限は、農林水産省大臣官房統計部長が定める時期とする。
- 8 集計事項
- 前記5の(1)に掲げる事項について、前記6により得られた結果を、地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積り及び地方農政局等の職員による資料・情報収集によって補完の上、都道府県別に集計する。
- 詳細については、別添2「特定作物統計調査集計表表題一覧」を参照。
- 9 調査結果の公表の方法及び期日
- (1) 公表の方法
調査結果の概要と詳細を印刷物及びインターネット（農林水産省ホームページ及びe-Stat）により公表する。
 - (2) 公表の期日
全国結果の概要を集計後速やかに、その詳細については逐次、公表する。詳細については別添3「特定作物統計調査結果の公表予定時期」のとおりとする。
- 10 使用する統計基準
- 本調査は、専ら農産物に関する調査であり、日本標準産業分類を適用する余地が小さいことから使用していない。
- 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者
- (1) 保存期間
 - ア 調査票の原票：3年

イ 調査票の内容を収録した電磁的記録：永年

(2) 保存責任者

ア 調査票の原票：地方農政局等の長

イ 調査票の内容を収録した電磁的記録：統計部長

別添 1

特定作物統計調査の標本設計について

特定作物統計調査の標本経営体調査の標本設計は以下のとおりである。

1 母集団について

(1) 調査対象

2015年農林業センサス（以下「センサス」という。）において当該作物を販売目的で作付けし、及び関係団体等以外に出荷した農林業経営体から無作為に抽出した経営体（以下「標本経営体」という。）

なお、直近の全国調査年において収穫量に占める関係団体シェアが80%以上である都道府県においては、10a当たり収量が関係団体調査によってほぼ把握できることから実施しない

(2) 母集団の大きさ

小豆 約2,140経営体（全国調査年においては、約11,500）

いんげん 約930経営体（全国調査年においては、約11,800）

らっかせい 約2,200経営体（全国調査年においては、約12,500）

こんにゃくいも 約640経営体（全国調査年においては、約1,910）

注：いんげん及びらっかせいについては、センサスの設計上、当該作物単独の母集団情報を得ることができない。そのため、いんげん及びらっかせいの母集団数については、これらを含む「その他の豆類」の母集団数を基礎にしている。

なお、センサスにおいて、いんげん及びらっかせいを都道府県設定項目として調査している場合は、それを母集団数の基礎にしている。

2 標本設計について

(1) 抽出方法

ア センサスで当該作物単独で母集団情報を得ることができる場合

(ア) 都道府県別に農林業経営体を当該作物の作付面積の小さい順に並べる。

(イ) 都道府県別に当該作物の作付面積の合計を求める。

(ウ) (イ)で求めた当該作物の作付面積の合計を農林業経営体の標本数で除し、小数点以下を切り捨てて整数とし、これを系統抽出の間隔数とする。

(エ) (ウ)で求めた間隔数と1との間の整数から、無作為に1つの整数を抽出し、これをランダムスタート値とする。

(オ) (エ)で決定したランダムスタート値に(ウ)で求めた間隔数を順次、「農林業経営体の標本数-1」回付加し、それぞれの値を抽出面積とする。

(カ) (イ)で求めた当該作物の作付面積の合計が、(オ)で求めた抽出面積以上となる最初の標本を抽出する。

なお、継続年数は2年間とし、2年経過した標本経営体は翌年の標本

として抽出はせず、新規に抽出した標本を翌年の継続標本とする（2分の1更新）。

イ センサスで当該作物単独で母集団情報を得ることができない場合

センサスで当該作物単独で母集団情報を得ることができない場合であっても、都道府県の作付状況から当該作物の作付面積が当該作物を含む母集団の大層を占めるとみなせる場合はアの方法による。

(ア) 都道府県別に母集団名簿の経営体を作付階層区分ごとに作付面積の小さいものから順に並べ通し番号を付す。

(イ) 作付階層区分別の母集団経営体数を作付階層区分別の標本数で除算し小数点以下第2位（小数点以下第3位を四捨五入）まで算出し、標本の抽出間隔を求める。

(ウ) 標本抽出間隔（小数点切り上げ）以下の整数から無作為に選定した整数をスタート値として、以下順に抽出間隔を加えて標本数分の数を求め、それぞれを小数第一位で四捨五入して得られた整数値と(ア)で付した通し番号が一致する経営体を標本経営体とする。

得られた整数値が(ア)で付した通し番号を超える場合は、通し番号が最大の経営体を標本経営体とする。

(エ) 初年度においては、抽出した標本経営体に通し番号を付し、奇数番号の標本経営体は次年度も継続して調査を実施する経営体とし、次年度以降は、配分された標本数から継続標本数を差し引いた数を新規標本として、上記(ア)～(ウ)の手順により抽出する。

なお、継続年数は2年間とし、2年経過した標本経営体は翌年の標本として抽出はせず、新規に抽出した標本を翌年の継続標本とする（2分の1更新）。

(2) 目標精度及び標本数

都道府県別に調査対象作物の10a当たり収量についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本数を算出する。

なお、目標精度は、全国で調査対象作物の10a当たり収量の値がおおむね3%までとなるよう調査対象作物ごとに収穫量の多い順に都道府県を並べた際の全国の収穫量に占める当該都道府県の収穫量の累積の割合に応じて次のとおり設定するとともに、標本経営体調査分の標準誤差率については、関係団体調査で把握できる収穫量に応じて算出する。

ア 80%を占めるまでの都道府県：目標精度3%から5%

イ 80%から90%までを占める都道府県：目標精度5%から10%

ウ 90%から99%までを占める都道府県：目標精度10%から15%

エ 99%から100%までを占める都道府県：目標精度15%から20%

別添2

特定作物統計調査 集計表表題一覧

番号	表 題	種類	集計地域
1	作付面積調査 豆類	(1)田畑計、(2)田、(3)畑	全国、農業地域、都道府県 注:主産県調査年については、全国値、主産県
2	作付面積調査 豆類のうちいんげん	うち金時、手亡	北海道
3	こんにゃくいも作付面積調査 (1)栽培面積 (2)収穫面積		全国、農業地域、都道府県 注:主産県調査年については、全国値、群馬県
4	い作付面積調査		福岡県、熊本県、主産県計
5	収穫量調査 豆類		全国、農業地域、都道府県 注:主産県調査年については、全国値、主産県
6	収穫量調査 豆類のうちいんげん	うち金時、手亡	北海道
7	こんにゃくいも収穫量調査		全国、農業地域、都道府県 注:主産県調査年については、全国値、群馬県
8	い収穫量調査 い生産農家数、畳表生産農家数、10a当たり収量、収穫量、畳表生産量		福岡県、熊本県、主産県計

別添 3

特定作物統計調査結果の公表予定時期

調査(区分)		公表予定時期	
豆類(小豆、いんげん、らっかせい)	概要	作付面積調査	10月下旬
		収穫量調査	翌年2月下旬
	詳細	作付面積調査	翌年6月
		収穫量調査	翌年10月
こんにゃくいも	概要	翌年2月下旬	
	詳細	翌年10月	
い	概要	10月下旬	
	詳細	翌年10月	

別添

調査事項一覧

1 作付面積調査

- ・ 調査対象作物ごとに、作付面積又は栽培面積

2 収穫量調査

調査対象作物ごとに以下の項目（ただし、作物に応じ個別の調査事項は異なる。）。

- ・ 収穫面積（こんにゃくいも）
- ・ 集荷量（「い」を除く）
- ・ 集荷量うち基準収量以上
- ・ 収穫量
- ・ 「い」生産農家数（「い」）
- ・ 畳表生産農家数（「い」）
- ・ 畳表生産量（「い」）
- ・ 出荷先別割合（農林業経営体への調査に限る。）

参考情報

特定作物統計調査の推計方法について

具体の記載	
1	<p>作付面積調査</p> <p>関係団体調査結果の単純積算に、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集の結果により補完し集計している。</p>
2	<p>収穫量調査</p> <p>収穫量は、関係団体調査及び標本経営体調査結果から得られた作付面積及び収穫量を基に算出した10a当たり収量（関係団体調査にあつては、標本経営体調査結果による自家消費等の量を勘案して算出）に作付面積を乗じて算出している。</p> <p>また、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。</p>